

令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

令和4年10月

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

【資料1】調査の概要

<調査対象期間>

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

<調査対象>

岡山県内全ての国公立 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	385	97,981
中学校	164	50,820
中等教育学校	2	1,096
高等学校	89	54,512
特別支援学校	16	2,251
計	656	206,660

特別支援学校については、いじめに関する調査のみ実施

※ 政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施について、財源や人事、組織に関する権限を有し、それに基づいて、岡山市の実態を踏まえた目標や指標を設定し、独自の教育施策を推進しています。

ここでは、県民の皆様に、岡山県全体の教育の状況をお知らせするため、岡山市における結果も含んだ数値を公表しています。

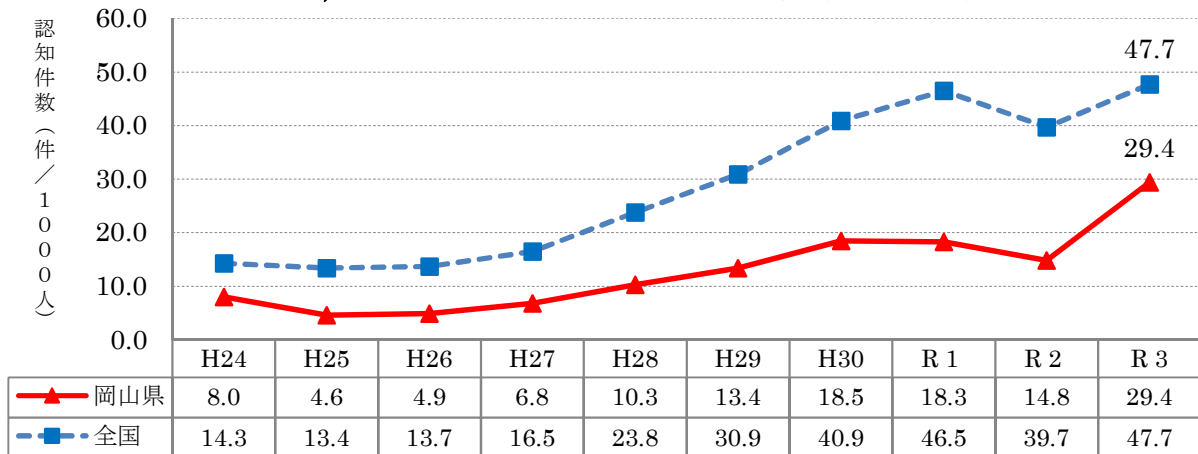
【資料2】いじめを認知した学校数、認知件数、解消率 等

- ・認知件数は、小学校・中学校・高等学校で増加し、全体では3,013件増加した。
- ・いじめの解消率は、小学校・高等学校・特別支援学校で増加し、全体では1.3%増加した。

<国立・公立・私立 計>

年度	認知した学校数	認知件数	いじめの解消率 (%)		1校当たりの件数		1,000人当たりの件数	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国	岡山県	全国
令和元年度	611	3,830	77.4	83.2	5.8	16.5	18.3	46.5
令和2年度	575	3,072	70.3	77.4	4.6	14.1	14.8	39.7
令和3年度	605	6,085	71.6	80.1	9.2	16.8	29.4	47.7

1,000人当たりのいじめの認知件数の推移（小中高特計）



<校種別：国立・公立・私立 計>

小学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
R 1	365	2,268	73.5	83.6
R 2	343	1,877	68.2	77.5
R 3	360	4,094	71.4	80.4

中学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
R 1	159	1,038	82.3	81.5
R 2	149	775	71.0	76.9
R 3	156	1,538	69.0	79.1

高等学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
R 1	73	361	85.6	82.9
R 2	69	304	80.3	79.4
R 3	73	353	81.3	80.0

特別支援学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
R 1	14	163	81.6	79.9
R 2	14	116	74.1	77.6
R 3	16	100	83.0	80.6

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ いじめが解消している状態とは、次の2つの要件を満たすこととする。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3か月が目安）していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

【資料3】高等学校中途退学者の状況

・中途退学者数は、全日制では横ばい、定時制では減少したが、通信制で増加した。全体の中途退学率は0.1%増加した。

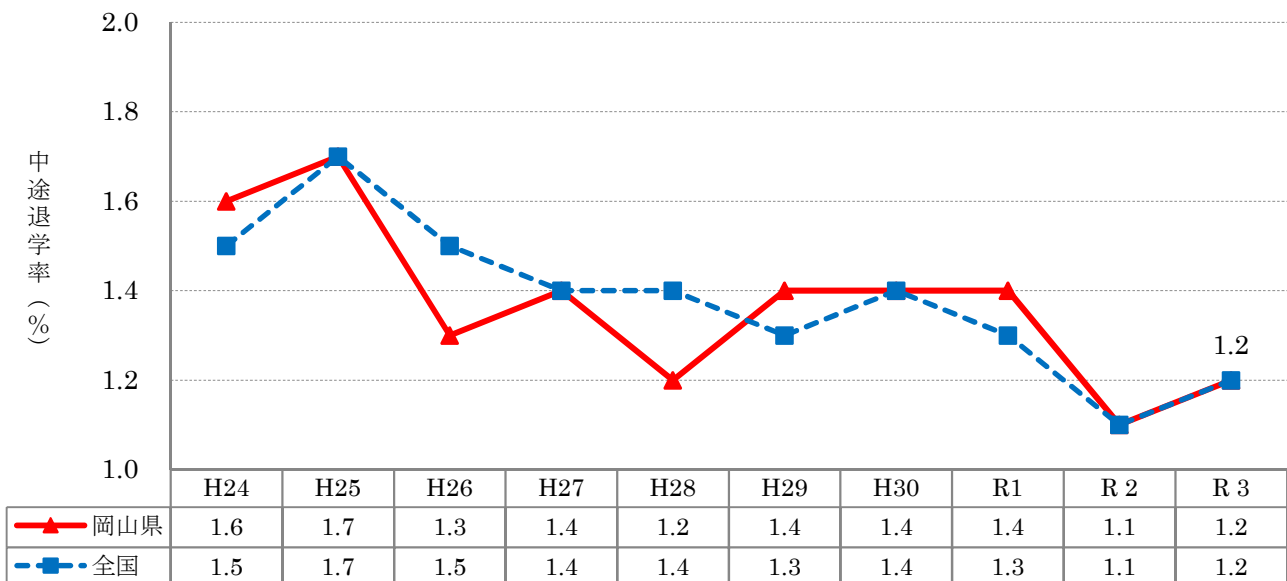
<公立・私立 計>

中退者数・中退率等		公立・私立			
年度	課程	中途退学者数	在籍者数 <4/1 現在>	中退率 (%)	
				岡山県	全国
令和元年度	全日制	496	51,440	1.0	0.9
	定時制	87	1,275	6.8	8.3
	通信制	221	3,336	6.6	4.6
	計	804	56,051	1.4	1.3
令和2年度	全日制	357	50,022	0.7	0.7
	定時制	81	1,234	6.6	6.9
	通信制	195	4,440	4.4	3.7
	計	633	55,696	1.1	1.1
令和3年度	全日制	364	48,555	0.7	0.9
	定時制	60	1,168	5.1	6.9
	通信制	259	5,341	4.8	3.8
	計	683	55,064	1.2	1.2

○ 中途退学者の定義

「中途退学者」とは、当該年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者（い、わゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

高等学校中途退学率の推移（国公立計）



【資料4】長期欠席・不登校等の状況

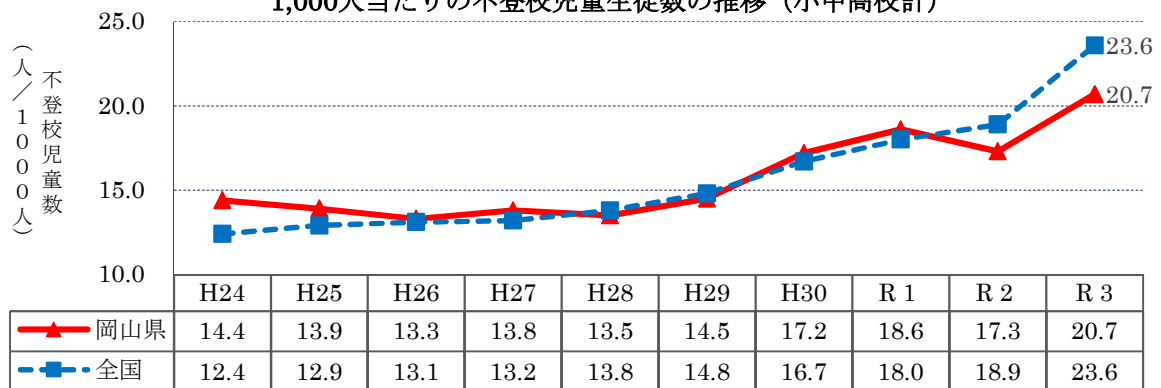
・小中高合わせた不登校の出現割合は、全国平均と比べて-2.9人と下回ったものの、全国と同様に増加傾向にある。

<国立・公立・私立 計>

小中高における1,000人当たりの不登校児童生徒数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
岡山県	18.6	17.3	20.7
全国	18.0	18.9	23.6

1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移（小中高校計）



校種	年度	長期欠席者数	理由別人数					1,000人当たりの不登校児童生徒数	
			病気	経済的理由	不登校	※1 新型コロナウイルスの 感染回避	※2 その他	岡山県	全国
小学校	R元年度	1,870	580	0	909	—	381	9.1	8.3
	R2年度	2,193	346	0	933	322	592	9.4	10.0
	R3年度	3,012	386	0	1,146	547	933	11.7	13.0
中学校	R元年度	2,977	811	0	1,746	—	420	34.1	39.4
	R2年度	3,103	789	0	1,667	199	448	32.5	40.9
	R3年度	4,015	1,028	0	1,992	275	720	38.8	50.0
高等学校	R元年度	1,648	340	19	1,131	—	158	21.5	15.8
	R2年度	1,480	315	4	874	110	177	17.0	13.9
	R3年度	1,910	317	3	992	178	420	20.0	16.9

○ 長期欠席者数の定義変更について

(1) 長期欠席者数の定義

R2調査以降 3月31日現在の在学者のうち、調査対象年度間に、連続又は断続して30日以上欠席（出席停止・忌引き等を含む。）した児童生徒数。

(2) 理由別長期欠席者数の定義

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

※1 「新型コロナウイルスの感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。

※2 「その他」の中に、コロナの罹患、濃厚接触等で出席停止となった日数も含まれる。

【資料5】暴力行為の状況

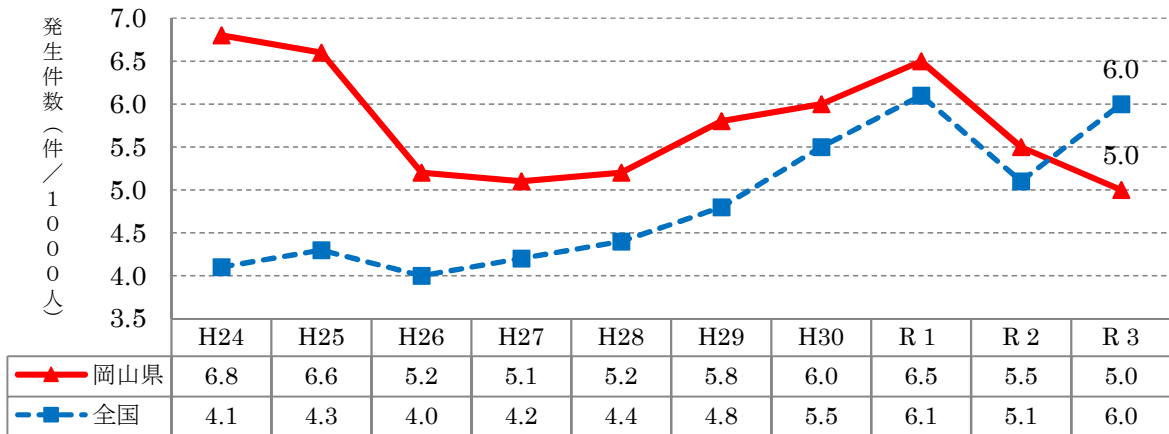
・発生件数は、小中高全てで減少し、小中高合わせた暴力行為の発生割合は、全国平均と比べて-1.0人と下回った。

<国立・公立・私立 計>

小中高における1,000人当たりの暴力行為の発生件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
岡山県	6.5	5.5	5.0
全国	6.1	5.1	6.0

1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移（小中高計）



校種	年度	学校総数	発生学校数	発生件数計
小学校	令和元年度	386	146	523
	令和2年度	385	130	523
	令和3年度	385	126	488

1,000人当たりの発生件数	
岡山県	全国
5.2	6.8
5.3	6.5
5.0	7.7

校種	年度	学校総数	発生学校数	発生件数計
中学校	令和元年度	166	110	656
	令和2年度	166	101	507
	令和3年度	166	98	442

12.8	8.8
9.9	6.6
8.6	7.5

校種	年度	学校総数	発生学校数	発生件数計
高等学校	令和元年度	90	51	165
	令和2年度	90	39	103
	令和3年度	91	36	91

2.9	2.0
1.8	1.2
1.7	1.2

<形態別発生件数 国立・公立・私立 計>

	対教師暴力				生徒間暴力				対人暴力				器物損壊			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
R 1	93	129	13	235	370	428	112	910	5	10	11	26	55	89	29	173
R 2	122	94	11	227	348	349	69	766	2	7	1	10	51	57	22	130
R 3	67	75	5	147	370	306	63	739	7	4	2	13	44	57	21	122

○ 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

県教委における今後の取組

(政令指定都市である岡山市を除く)

1 組織的生徒指導の更なる徹底

- ・ 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』の徹底
- ・ 不登校対策担当者を中心に、「支援対象者リスト」等のツールを有効に活用し、個々の状態に応じた具体的な支援策を講じるための組織的対応力を強化
- ・ 担当教員及び支援員の配置による、小・中での不登校対策のための別室（自立応援室）指導実践研究の更なる充実
- ・ 別室指導推進員等の学校訪問による指導・助言や同スタンダード増補版の活用により、別室指導の取組の好事例及びICTを活用した不登校対策の実践事例の普及
- ・ 不登校対策担当者のコーディネートによる登校支援員等の効果的な活用や取組の好事例の普及

2 児童生徒の規範意識・コミュニケーション能力等の育成

- ・ 落ち着いた学習環境の下、夢や目標の具現化に向けた自己存在感や充実感を感じられる学校・学級づくり
- ・ 特別活動等の充実による自己有用感の高揚及び感情のコントロールやコミュニケーション能力の育成
- ・ 道徳教育や体験活動の充実及び非行防止教室やあいさつ運動等の実施による規範意識等の醸成
- ・ 情報モラル教育の充実と、スマホの利用に関する家庭のルールづくりの啓発を促進

3 専門家や関係機関、医療等との連携の推進

- ・ 組織的対応と早期対応を重視したSC、SSWの積極的な活用
- ・ 学校警察連絡室等、関係機関と連携した取組の推進及び生徒指導ノウハウの普及

SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）